

農地整備事業推進計画策定要領

(令和3年12月23日農整第1985号)

1 趣旨

この要領は、兵庫県における今後の農地整備事業の推進計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、本計画の名称は、「農地整備10箇年推進プログラム～次代につなぐ兵庫の農地～」(以下「計画」という)とする。

2 計画の概要

(1) 策定の目的

農業経営の効率化や農地の有効利用が求められる中、農地整備については農家負担の軽減など事業制度の拡充が進み、担い手農家などから期待が高まっている。しかし、円滑な事業実施に当たっては、①施行区域内の関係者の合意形成が必要であり、相応の時間をかけた行政からの働きかけが不可欠であること、②事業着手から完了まで5年程度の期間を要すること、③事業予算及び事業執行体制については一定の制約があることから、より一層の計画性が必要である。

そこで、兵庫県における農地整備事業の推進計画(推進方針、事業実施年次計画等)を定め、市町等とともに関係者の合意形成を図りつつ、計画的に事業実施を進めていく。

(2) 対象事業

県又は市町が実施する次の整備とする。なお、水路等を補修又は単純更新するものは含めない。

- ① 区画整理(未整備農地のほ場整備)
- ② 区画整備済農地の二次整備(大区画化、用水路のハイライン化、暗渠排水等)

(3) 計画期間

計画策定(見直しを含む)から10年間

(地域の整備計画としては20年程度の時間で考えていくべきものであるが、本計画については当面の10年を計画期間とする。)

(4) 計画に定める事項

計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、この計画は県としての事業実施方針や実施計画の基本的な考え方を示すものであり、本計画に掲載した個別地区について、その事業実施時期等を決定するものではない。

- ① 農地の整備方針
- ② 農地整備事業及び事業主体
- ③ 事業予算及び事業実施計画

3 計画策定の手続き

この計画は、「ひょうご農林水産ビジョン」の分野別計画として定めるが、社会の情勢や行政の環境の変化に適切に対応するため、毎年度進捗状況等を確認し、必要な見直しを行うものとする。

また、計画策定に当たっては、意欲ある担い手農業者等の意向を適切に把握し、庁内の農政関係部署と調整を図り、また関係市町に協議するものとする。なお、計画を変更する場合も、これと同様とする。

4 計画の公表・周知

計画を適切に定め、事業を計画的に進めていくためには、広く地域や農業者の理解が必要であることから、計画を策定したとき、又は変更したときは、ホームページ等を用いてこれを公表するとともに、市町・市町農業委員会及び関係農業団体へ通知し、地域や農業者へ周知することとする。

5 計画策定・変更スケジュール

(1) 策定スケジュール

農地整備課	事務所（センター）	市町
① 「計画原案」について意見照会【R3.12】	②地域別の特記事項を追記	③事業実施年次計画表の内容チェック、地元関係者周知、市関係課周知
⑥「計画原案」を調製【R4.2】	⑤とりまとめ・地域別の特記事項提出・意見回答	④事業実施年次計画表の修正
⑦「計画原案」を市町等へ協議【R4.2】	(事務所経由)	⑧「計画原案」の内容を確認
⑩「計画」を策定し、県ホームページにて公表【R4.3】	(事務所経由)	⑨異議の有無を回答
⑪関係団体へ通知し、幅広く周知を依頼		

(2) 変更スケジュール（毎年度実施）

農地整備課	事務所（センター）	市町
① 「計画原案」の更新依頼	②地域別の特記事項を更新	③事業実施年次計画表の内容更新、地元関係者周知、市関係課周知
⑥「計画原案」を調製	⑤とりまとめ・地域別の特記事項を更新	④事業実施年次計画表の修正
⑦「計画原案」を市町へ協議	(事務所経由)	⑧「計画原案」の内容を確認
⑩「計画」を策定し、県ホームページにて公表	(事務所経由)	⑨異議の有無を回答
⑪関係団体を通知し、幅広く周知を依頼		

※関係団体：市町、市町農業委員会、市町農業再生協議会、ひょうご農林機構、JA兵庫中央会、JA全農兵庫、県稲作経営者会議、土地改良事業団体連合会、県農業法人協会、県集落営農組織ネットワーク、県農業経営士会、県青年農業士会、県女性農漁業士会、県農業青年クラブ連絡協議会、県農協青壮年部協議会、多面的機能発揮推進協議会等

6 事業実施年次計画表の作成

事業実施計画の項において、事業を実施すべきとする個別地区を実施時期に区分して示すため、附表として「事業実施年次計画表」を作成する。

事業実施期間は前期5箇年と後期5箇年に区別することとし、それぞれ年間事業予算等の条件のもとで個別地区を選定し、掲載することとする。

なお、前期実施とする地区は、事業実施に向けて地形図など必要な資料の調整や関係権利者の意向確認が一定程度進捗しているものとする。また、後期実施とする地区は、行政として地域の営農計画や将来性等から判断して事業実施の必要性や有効性が確認され、事業実施に向けた資料作成や関係権利者の意向確認を進めていくべきとするものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年12月23日から施行する。